

平和構築と「ビジネスと人権」

タイトル：平和構築政策の変容期における「ビジネスと人権」（仮）

川口智恵

東洋学園大学

2021年2月16日_2022年9月18日

菅原科研「国際人権基準の行為規範としての実効性の研究：
『ビジネスと人権』を事例として」

※未定稿発表資料ですので、無断で他のホームページや印刷物に転用（コピー、アップロード、掲載、引用など）することはお控えください。

問題意識(旧)

国連を中心とした平和構築政策において「ビジネスと人権」が組み込まれていないのはなぜか。

→二つの国連を中心とした政策のギャップを明らかにする。

→手法:比較

問題意識(新)

国連を中心とした平和構築政策において「ビジネスと人権」が組み込まれていないのはなぜか。

→組み込むべきとして文書が作成されている

従来の平和構築よりも広くConflict-Affected Context (violence and fragility) を含む

“Heightened” HR DD for Businessとして組み込むことが推奨される

→目的: 国連を中心として2つの政策間のギャップ・統合を明らかにする。

→手法: 比較

論文構成（旧）

はじめに

1. 先行研究の整理
2. 平和構築を巡る「ビジネスと人権」
3. 紛争影響下における「ビジネスと人権」

（Guiding Principle, GC B4P文書、Bu & HR WG 2020年報告書）

4. 平和構築と「ビジネスと人権」のギャップ

おわりに

考察：平和構築と「ビジネスと人権」のギャップとリンケージ

論文構成（新）

はじめに

1. 先行研究の整理：**平和構築を巡る「ビジネスと人権」**
 2. **国連関連文書における紛争影響下における「ビジネスと人権」**
(Guiding Principle, GC B4P文書、Bu & HR WG 2020年報告書)
 - +UNGP10+ A roadmap for the next decade of business and HR 2021
 - +Heightened HRDD for Business in Conflict-Affected Contexts 2022
 3. **（事例）**
 4. 平和構築と「ビジネスと人権」のギャップ
- おわりに（考察）：平和構築と「ビジネスと人権」のギャップとリンケージ

スライド 5

Office0 平和構築の広がり（ミャンマー、アフガン、ウクライナ）…LBPと紛争影響文脈
管理と役割の拡大
被災者・移動する人のAgency化 = 自立・ビジネス主体
Office, 2022-09-12T01:52:04.080

1. 先行研究の整理と批判

- 平和構築(ビジネスと平和)研究、国際人権法(ビジネスと人権)研究からの紛争影響下のビジネス・企業への接近 **難民研究**
- グローバル化、暴力的紛争の増加・長期化・複雑化(中所得国、影響国、越境する暴力主体)、公的資金・アプローチの限界、イノベーション、ガバナンス・ギャップの存在 **人の移動**
- 平和構築からビジネス・企業へ／人権からビジネス・国家へ
⇒ビジネス・企業は研究対象、政策の受け手 受容的な立場 **ビジネスアクターとしての被災者や平和構築支援アクター(Agency)**

1. 先行研究の整理と批判

• 2つの方向性:

①ネガティブな効果の予防・管理・救済←GP

⇒ビジネスアクターに紛争原因としての人権侵害の予防を促す

⇒ビジネスアクターによる紛争影響下における人権の保護・保障・救済

②ポジティブな役割への期待と評価:

平和に貢献することをコアビジネスとする (Peacebuilder)

>コアビジネスで平和に貢献する

>コアビジネス以外で平和に貢献する (社会貢献)

>無意識に生じた波及効果で平和に貢献した

⇒ビジネスアクターのpeacebuilder化?? **被災者・支援者のビジネスアクター化**

1. 先行研究の整理

評価と批判：

- 平和構築研究、国際人権法、経営学、**難民研究**などにまたがる学際的かつ新しい研究領域である。
- ビジネスというリソースを平和構築という社会的課題に積極的に活用しようとする議論。実学的・実証的研究が比較的多く、一般化・理論化を目指していない。問題解決に資する実践的・政策研究として評価できる。
- 「ビジネスによる平和への貢献（Peacebuilder化）」への期待がある一方で、両者によるアプローチ（政策）のギャップについては十分な検討がされていない。こうした状況では、「持続的な平和」の下で両者が結合し、政策一貫性・実効性を確保することに問題がある。

1. 平和構築をめぐる「ビジネスと人権」

	意識的(企業戦略に含まれる)		無意識的	
ネガティブ	反社会的事業 Ex. Black diamond		人権侵害 (経営リスク)	
ポジティブ	平和をつくるコア ビジネス	コアビジネス で平和に 貢献する	副次的事業 として平和に 貢献する	副次的効果とし て平和に貢献し た
	利益追求する		利益追求は目的としない	

Peacebuilder = 赤枠の「企業」



難民・被災者も含む

出所: 筆者作成

1. 平和構築をめぐる「ビジネスと人権」の議論と文書の整理

		意識的(企業戦略に含まれる)		無意識的
UNGP	ネガティブ	反社会的事業 Ex. Black diamond		人権侵害 (経営リスク)
Heightened HBDD	ポジティブ	平和をつくるコア ビジネス	コアビジネス で平和に 貢献する	副次的事業 として平和に 貢献する
B4P		利益追求する		副次的効果として 平和に貢献した
				利益追求は目的としない

Peacebuilder = 赤枠の「企業」
↓
難民・被災者も含む

出所: 筆者作成

1. 国連を中心とした平和構築の変容

筆者作成

PBの種類	時間・優先順位・対象	アプローチ	価値	主たる構造
LPB に基づく平和構築	「紛争後」平和構築 復旧・復興 紛争後の国家	国家建設(再建)	LPB: 民主主義 自由主義 資本主義	<p>【国連(多国籍軍)やドナーを中心とした垂直的構造】</p> <p>↓ 国連の平和ミッション(多機能型 PKO)or 多国籍軍、地域機構ミッション 援助ドナー(多国間機関、二国間機関) *UN Integrated Approach(平和と安全保障、開発、人道などの統合アプローチ) ↓ 国際 NGO・ローカル NGO</p> <p>資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージ</p>
持続的な平和に基づく平和構築	時間軸を定めない ⁱⁱ 予防重視 難民流出国なども含む	国家建設 + ローカルなアプローチ(レジリエンスを重視したエンパワーメントに)	上記 + LPB 以外の価値も含める	<p>【国連や多国籍軍やドナーを中心としない。包括的・横断的協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連 Comprehensive cross-pillar approachesⁱⁱⁱの平和活動ミッション、援助ドナー(多国間機関、二国間機関) + ・ローカル(中央政府、地方政府、コミュニティ、NGO、リーダーなど) ・非政府組織(国際、ローカルな NGO を含む) ・集団(自助グループ、避難民・難民、アイデンティティ、政党?) ・個人(活動家、宗教指導者、教育者、コミュニティリーダー、Youth、女性) <p>資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージだけではない(フレームにとらわれない柔軟なアプローチが求められている)^{iv}</p> <p>← non-OECD_DAC 諸国の援助</p> <p>← 企業(business/private sector)^v</p>

1. 国連を中心とした平和構築の変容

筆者作成

PBの種類	時間・優先順位・対象	アプローチ	価値	主たる構造
LPB に基づく平和構築	「紛争後」平和構築 復旧・復興 紛争後の国家	国家建設(再建)	LPB: 民主主義 自由主義 資本主義	<p>【国連(多国籍軍)やドナーを中心とした垂直的構造】</p> <p>国連の平和ミッション(多機能型 PKO)or 多国籍軍、地域機構ミッション 援助ドナー(多国間機関、二国間機関) *UN Integrated Approach(平和と安全保障、開発、人道などの統合アプローチ) ↓ 国際 NGO・ローカル NGO 資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージ</p>
持続的な平和に基づく平和構築	時間軸を定めない ⁱⁱ 予防重視 難民流出国なども含む	国家建設 + ローカルなアプローチ(レジリエンスを重視したエンパワーメントに)	上記 + LPB 以外の価値も含める	<p>【国連や多国籍軍やドナーを中心としない。包括的・横断的協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連 Comprehensive cross-pillar approachesⁱⁱⁱの平和活動ミッション、援助ドナー(多国間機関、二国間機関) + ・ローカル(中央政府、地方政府、コミュニティ、NGO、リーダーなど) ・非政府組織(国際、ローカルな NGO を含む) ・集団(自助グループ、避難民・難民、アイデンティティ、政党?) ・個人(活動家、宗教指導者、教育者、コミュニティリーダー、Youth、女性) <p>資源: OECD_DAC 国(先進国)から途上国への援助パッケージだけではない(フレームにとらわれない柔軟なアプローチが求められている)^{iv} ← non-OECD_DAC 諸国の援助 ← 企業(business/private sector)^v</p>
<p>国家の枠にとらわれない紛争影響文脈における平和構築の議論へ?</p>				
<p>紛争や政変の被災者、暴力の被害者、移動した人々の Agency化(自立)</p>				

0. 研究の目的と手法(上記変更を踏まえ)

研究の目的:

- 国連を中心とした異なる政策領域、平和構築、そして「ビジネスと人権」にかかわる政策文書の分析(関連部署インタビュー)を通じて、2つの政策の一貫性と実効性がどのように確保されようとしているのか、どのような問題を解決しなければならないのか、現状と課題を提示する。←実効性の範囲を特定する

研究手法:

- 国連文書による平和構築と「ビジネスと人権」の政策文書比較(できれば関連部署インタビュー)を通じた定性的、記述的な政策研究

2. 前回の文書

- Guiding Principle
- UN Global Compact and PRI , Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas: A resource for companies and investors, United Nations Global Compact Office, 2010.
- UN Global Compact, KPMG and PRI, Responsible business Advancing Peace: Examples from Companies, Investors & Global Compact Local Networks, United Nations Global Compact Office, 2013.
- UN Global Compact Business for Peace (and CDA), Advancing the Sustainable Development Goals by Supporting Peace: How Business Can Contribute, United Nations Global Compact Office, 2015
- The UN working Group on Business & Human Rights, “Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprise ‘Business, human rights and conflict-affected regions: towards heightened action’” A/75/212, 21 July 2020
- +UNGPs10+ A roadmap for the next decade of business and HR 2021
- +Heightened HRDD for Business in Conflict-Affected Contexts 2022

2. 【前回】Guiding Principleによる紛争影響下における「ビジネスと人権」課題の明示

特徴

- 紛争影響下もGPの適応範囲内であることを明示。
- 紛争影響下においても国家(home&host)には企業に人権尊重させる義務が、企業には人権を尊重する責任があるということを明示。
(細かな運用についても明示しており、その後のB4P文書の基盤になっている。)
- 紛争時の武装勢力と企業の共犯、GBVに特別な注意を払っている。
- 平和構築における国際機関・NGOなど介入アクターの役割については言及していない。

2. 【前回】Global Compact Building for Peace (B4P) における紛争影響下における「ビジネスと人権」

- SDGsを契機として、リスクマネジメントやDo no harmを超えて、意図的に平和に貢献する(Business for peace)という(企業の)責任を導くことを目的とした文書を作成するに至った。どのようにして企業が平和に貢献するのか、どのように貢献やインパクトを測るのかを提示し、積極的平和や紛争原因の解決を目指すとする。
 - 企業が平和に貢献するアプローチ:
 1. 経済開発の促進、2. 社会的結束や対話を促進する、3. 和平プロセスへの貢献、4. 平和に貢献するための技術やパートナーシップ
- ➡企業はPeacebuilderというアプローチ

2. 【前回】国連ビジネスと人権ワーキンググループの2020年報告書 (A/75/212), July 2020.

- 国家 (home & hostの両方)、国連の平和と安全保障分野、ビジネスへの提言
 - 人権と人道法によって「ビジネスと人権」分野の規範的環境が整いつつあると認識
 - 国家、ビジネス(企業の人権デュー・ディリジェンスの強化の形)および国連システムによる行動の強化を導く鍵 (triggers) と指標の提示
 - 救済と移行的正義へのアクセスの主要な問題を含む紛争後(復興と平和構築)における特定の課題の提示
 - サイバー時代の課題
- 指導原則は「紛争の影響を受ける地域のビジネス・国家に何が期待されているかを明確にしたとしつつ、今必要なのは、「ビジネスと人権」を平和と安全保障の枠組みに統合するためのより決定的な行動であるとする (P & S分野への強い批判)

2. 【前回】平和構築と「ビジネスと人権」のギャップ

パラダイム・ギャップ

PB: 垂直的な(権力集権的な)構造 B&HR: 多中心的構造

ex. 「政策」としてのギャップ PB「政府政策」 B&HR「公共政策」(山崎2003)

政策主体に関するギャップ

特に企業: GPにある「人権を尊重する企業の責任」のように、「平和を尊重する(紛争原因を解決する)責任が企業にある」との認識には至っていない。自律的なPeacebuilderとしても認められていない。

政策対象(受益者)についてのギャップ

受益者としての人びとの不在と包含

2. Heightened HRDD for Business in Conflict-Affected Contexts 2022

制作者：UNDPおよびUN Working Group on Business and HR
国連を代表して発表された報告書ではない。
2021年1月の終わりまでに実施された調査に基づくもの。
UNGPに基づく。

特徴：Conflict Affected ContextにおいてHRDDを実施するためのガイド
Conflict Affected Context は定義されないが、武力紛争前、下、
復旧・復興期、大規模な政治暴力や人権侵害、軍事占領など、
(暴力を伴う)人権侵害の危険性が高くなる状況を念頭におく

2. Heightened HRDD for Business in Conflict-Affected Contexts 2022

認識:

Conflict-Affected Contextにおけるビジネスセクターの活動は、人権侵害および紛争と切り離せない

Conflict-Affected Context下で行われるビジネスは、人権状況および紛争を悪化させる恐れがあり、その逆もしかり。そのため、“Heightened” HRDDが必要

全社会アプローチの適応

UNDPがConflict-Affected ContextのビジネスのHRDD確保支援について役割を担う

2. Heightened HRDD for Business in Conflict-Affected Contexts 2022

Conflict-Affected ContextでビジネスがHRDD確保するためのガイドとして

- ・紛争分析・人権インパクト評価を行う
- ・国際人権法・国際人道法を考慮する
- ・紛争主体、現地社会などStakeholdersとのコミュニケーション
- ・ビジネス・サイクルに“Heightened” HRDDを取り入れる

紛争原因・紛争アクターを知る、関連アクターとの正しい関係を構築する、脆弱な人々を特定する、紛争原因や可能性のある人権侵害への影響を認識するなどによりリスクを分析・評価し適切な対策を策定実施しておく

⇒常に、人権を尊重するという態度・行動を示す

2. Heightened HRDD for Business in Conflict-Affected Contexts 2022

課題

実効性

Capacityの確保

事業実施先 (host)での環境に特化 ⇔ Homeとの連携 (NAP)

大企業ではない企業・ビジネス・支援アクター

2. 平和構築と「ビジネスと人権」のギャップ

パラダイム・ギャップ → 接近？

PB: 垂直的な(権力集権的な)構造 B&HR: 多中心的構造

ex. 「政策」としてのギャップ PB「政府政策」 B&HR「公共政策」(山崎2003)

政策主体に関するギャップ → 改善

特に企業: GPにある「人権を尊重する企業の責任」のように、「平和を尊重する(紛争原因を解決する)責任が企業にある」との認識には至っていない。企業は自律的なPeacebuilderとして認められていない。

政策対象(受益者)についてのギャップ → 「被災民のAgency化」

受益者としての人びとの不在と包含

Re. 平和構築をめぐる「ビジネスと人権」の議論 と文書の整理

		意識的(企業戦略に含まれる)		無意識的
UNGP	ネガティブ	反社会的事業 Ex. Black diamond		人権侵害 (経営リスク)
Heightened HBDD	ポジティブ	平和をつくるコア ビジネス	コアビジネス で平和に 貢献する	副次的事業 として平和に 貢献する
B4P		利益追求する		副次的効果として 平和に貢献した
???				利益追求は目的としない

Peacebuilder = 赤枠の「企業」
↓
難民・被災者も含む

出所: 筆者作成

おわりに【旧】 平和構築と「ビジネスと人権」のリンケージ

考察

- 国連の政策の中で4つのギャップを埋めることで政策一貫性を確保することが必要
- 国家政策(home and host両方)との接合←PBアーキテクチャーの役割

残された課題

- 企業はPeacebuilderになり得るのか？(SDGsのパラダイム)
- ビジネス的存在としてのNGO

おわりに—研究課題としてみえてきたもの 平和構築と「ビジネスと人権」のリンケージ

- 国連の政策の中で3つのギャップを埋めることで政策一貫性を確保することが必要
 - 国連は、どのような形で政策一貫性を確保していくのか
 - ・・・PBアーキテクチャーの役割 あるのか??? 市民社会
 - 企業・武力紛争の被災者が、ネガティブ・ポジティブ両方の側面で自ら人権擁護と平和構築に貢献できるのか。
 - 人道、復旧・復興にかかわるアクターの「ビジネスと人権」に対する責任。
- 国家政策(home and host両方)との接合・・・「人の移動」との関係性

事例？

- 日本の「人権外交」推進における「ビジネスと人権」と難民
- 極度の人権侵害が起こりうる状況としての武力紛争と人道支援とビジネスのかかわり

参考文献

- 江橋崇、山崎公士『人権政策学のすすめ』学陽書房、2003年。
- 片柳真理「ビジネスを通じた平和構築」IPSHU研究報告シリーズno.57, 37-47頁。
- 片柳真理「人権に基づく転換的平和構築」『国際政治』第186号、2017年1月、64-79頁。
- 菅原絵美「第9章 企業」『新グローバル公共政策』
- 菅原絵美「<書評と紹介>ジョン・ジェラルド・ラギー著 東澤 靖訳『正しいビジネス：世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』大原社会問題研究所雑誌、695・696巻、100-105頁、2016年10月。
- 高木昌弘「第11章 民間セクター」高柳彰夫、大橋正明編『SDGsを学ぶ：国際開発・国際協力入門』法律文化社、2018年、211-227頁。
- 東澤靖。「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか」明治学院大学法科大学院ローレビュー22巻、23-40頁、2015年3月。
- Carol Janson Bond, *Business and Peace-Building: The Role of Natural Resources Companies* Routledge, 2018.
- Miklian, Jason, Rina M. Alluri, and John Elias Katsos, eds. *Business, peacebuilding and sustainable development*. Routledge, 2019.
- Tiina M “UN Global Compact Business for Peace (B4P): A Business Leadership Platform,” Presentation material at Extractives Industries and Conflict Prevention in the context of SDG 16, 17 November, 2015 Oslo
- UN & WB (United Nations and World Bank Group). 2018. *Pathways for Peace: Inclusive Approaches to Preventing Violent Conflict*. Washington D.C.: World Bank Group.

※PPT中に提示した参考文献は割愛